

平成十九年法律第五十二号

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律

目次

第一次 総則（第一条～第三条）
第二次 基本方針（第四条）
第三次 広域的地域活性化基盤整備計画及びこれに基づく措置
第一節 広域的地域活性化基盤整備計画の作成等（第五条・第六条）
第二節 民間拠点施設整備事業計画の認定等（第七条～第十八条）
第三節 交付金（第十九条～第二十一条）
第四節 特定居住促進計画の作成等（第二十二条～第二十七条）
第五節 特定居住支援法人（第二十八条～第三十三条）
第六章 雜則（第三十三条・第三十四条）
附則 第一章 総則（第三十五条）

（目的）	2
第一条 この法律は、人口構造の変化、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、全国各地域において広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化（以下「広域的地域活性化」という。）を図ることが重要となつていていることから、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定及び拠点施設関連基盤施設整備事業その他の事業又は事務の実施に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講じ、もつて地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（定義）	（1） 観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動（相当の事業者により行われるものに限る。）
第二条 この法律において「広域的特定活動」とは、次に掲げる活動をいう。	（2） 文化的資産の展示又は伝統芸能の公演
（一） 次に掲げる活動であつて、当該活動が行われる地域外の地域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわざる物資の流通を促進する効果が高いもの	ハ 特定居住（当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めることをいう。以下同じ。）のため必要な住宅又は事務所その他の施設の提供その他の当該地域における特定居住の促進に関する活動（相当数の者を対象として行われるものに限る。）
（イ） 國際教育の段階における教育活動	二 国際的又は全国的な規模の工業製品の製造に関する事業活動（相当数の事業者により行われるものに限る。）又は共同研究開発

（目的）	3
第一条 この法律は、人口構造の変化、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、全国各地域において広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化（以下「広域的地域活性化」という。）を図ることが重要となつていることから、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定及び拠点施設関連基盤施設整備事業その他の事業又は事務の実施に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講じ、もつて地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（定義）	（1） 観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動（相当の事業者により行われるものに限る。）
第二条 この法律において「広域的特定活動」とは、次に掲げる活動をいう。	（2） 文化的資産の展示又は伝統芸能の公演
（一） 次に掲げる活動であつて、当該活動が行われる地域外の地域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわざる物資の流通を促進する効果が高いもの	ハ 特定居住（当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めることをいう。以下同じ。）のため必要な住宅又は事務所その他の施設の提供その他の当該地域における特定居住の促進に関する活動（相当数の者を対象として行われるものに限る。）
（イ） 國際教育の段階における教育活動	二 国際的又は全国的な規模の工業製品の製造に関する事業活動（相当数の事業者により行われるものに限る。）又は共同研究開発

（目的）	4
第一条 この法律は、人口構造の変化、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、全国各地域において広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化（以下「広域的地域活性化」という。）を図ることが重要となつていることから、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定及び拠点施設関連基盤施設整備事業その他の事業又は事務の実施に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講じ、もつて地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（定義）	（1） 観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動（相当の事業者により行われるものに限る。）
第二条 この法律において「広域的特定活動」とは、次に掲げる活動をいう。	（2） 文化的資産の展示又は伝統芸能の公演
（一） 次に掲げる活動であつて、当該活動が行われる地域外の地域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわざる物資の流通を促進する効果が高いもの	ハ 特定居住（当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めることをいう。以下同じ。）のため必要な住宅又は事務所その他の施設の提供その他の当該地域における特定居住の促進に関する活動（相当数の者を対象として行われるものに限る。）
（イ） 國際教育の段階における教育活動	二 国際的又は全国的な規模の工業製品の製造に関する事業活動（相当数の事業者により行われるものに限る。）又は共同研究開発

の関連する広域的特定活動の促進に関する施策との連携を図るよう努めなければならない。
4 国、地方公共団体、広域的地域活性化を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第五条第八項、第二十二条第十項及び第二十八条第一項において同じ。）、広域的特定活動を行なう民間事業者その他の関係者は、広域的地域活性化のための基盤整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第二章 基本方針

第四条 國土交通大臣は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 広域的地域活性化のための基盤整備に関するものとし、

二 抱点施設の選定及び重点地区の設定に関するものとし、

三 抱点施設開連基盤施設整備事業に関する基盤整備に関する事項

四 関連する広域的特定活動の促進に関する施設との連携に関する基本的事項

五 広域的地域活性化のための基盤整備に係る基本的事項

六 次条第一項に規定する広域的地域活性化基盤整備計画の作成に関する基本的事項

七 第二十二条第一項に規定する特定居住促進計画の作成に関する重要な事項

八 前各号に掲げるもののほか、広域的地域活性化のための基盤整備に関する部分は、同法第六条の二に規定する都市計画区域に係る部分は、同法第六条の二に規定する都市計画区域に係る部分は、同法第六条の二に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第七条の二第一項に規定する都市再開発方針等との調和が保たれたものでなければならぬ。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5 基本方針は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第六条第二項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

4 国、地方公共団体、広域的地域活性化を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第三項第二号に掲げる事業（同項第一号イ、ロ又は又に掲げる事業（同号又に掲げる事業にあっては、国土交通省令で定める事業に限る。）に基づく措置

第三章 広域的地域活性化基盤整備計画及びこれに基づく措置

第一節 広域的地域活性化基盤整備計画の作成等

（広域的地域活性化基盤整備計画）

5 都道府県は、その区域について、基本方針に基づき、広域的地域活性化のための基盤整備に関する計画（以下「広域的地域活性化基盤整備計画」という。）を作成することができる。

6 広域的地域活性化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 抱点施設に関する事項（広域的地域活性化のための抱点施設の整備を特に促進することが必要な場合にあつては、その抱点施設に関する事項及び重点地区的区域）

二 広域的地域活性化のために必要な抱点施設の整備計画

三 前号の抱点施設開連基盤施設整備事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業又は事務（以下この条及び第十九条において「事業等」という。）に関する事項

四 計画期間

5 前項各号に掲げるもののほか、広域的地域活性化基盤整備計画は、国土形成計画、冲縄振興基本方針、社会資本整備重点計画及び環境基本計画との調和が保たれ、かつ、法令に基づく抱点施設開連基盤施設整備事業に関する方針又は計画であつて国土交通省令で定めるものに適合するものでなければならぬ。

6 広域的地域活性化基盤整備計画には、広域的地域活性化のための基盤整備に関する方針を定めるよう努めるものとする。

7 前項各号に掲げるもののほか、広域的地域活性化基盤整備計画には、広域的地域活性化のための基盤整備に関する方針を定めるよう努めるものとする。

8 第二項第三号に掲げる事項には、都道府県が実施する事業等に係るものと記載するほか、必要に応じ、市町村、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合、港湾法第四条第一項の規定による港務局又は広域的地域活性化を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人若しくはこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者（以下「市町村等」といいう。）が実施する事業等（都道府県が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものと記載することができる。

9 都道府県は、広域的地域活性化基盤整備計画に市町村等が実施する事業等に係る事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該市町村等の同意を得なければならない。

10 市町村は、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、第二十二条第一項に規定する特定居住抱点施設に関する事項及び特定居住重点地区的区域をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る広域的地域活性化基盤整備計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

11 前項の規定による提案を受けた都道府県は、当該提案に基づき広域的地域活性化基盤整備計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした市町村に通知するものとする。この場合において、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

12 都道府県は、広域的地域活性化基盤整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に広域的地域活性化基盤整備計画の写しを送付しなければならない。

13 第六項から前項までの規定は、広域的地域活性化基盤整備計画の変更について準用する。

（広域地方計画協議会における協議の特例）

14 第六条 広域的地域活性化基盤整備計画を作成した都道府県を構成員に含む広域地方計画協議会

る。）で他の都道府県との境界に係るものに限る。）に関する事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の都道府県の意見を聽かなければならない。

8 第二項第三号に掲げる事項には、都道府県が実施する事業等に係るものと記載するほか、必要に応じ、市町村、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合、港湾法第四条第一項の規定による港務局又は広域的地域活性化を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人若しくはこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者（以下「市町村等」といいう。）が実施する事業等に係るものと記載することができる。

9 前項の規定により広域地方計画協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、国土形成計画法第十条第二項中「有する者」とあるのは、「有する者及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第五条第一項に規定する広域的地域活性化基盤整備計画の実施に密接な関係を有する者」とする。

（国土形成計画法第十条第一項の広域地方計画協議会）

10 前項の規定により広域地方計画協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、国土形成計画法第十条第二項中「有する者」とあるのは、「有する者及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第五条第一項に規定する広域的地域活性化基盤整備計画の実施に密接な関係を有する者」とする。

第二節 民間抱点施設整備事業計画の認定等

（民間抱点施設整備事業計画の認定）

11 第七条 広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区的区域における抱点施設の整備に関する事業（建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）で公共交通の整備を伴うものに限る。）であつて、当該事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「抱点施設整備事業」という。）を作成し、国土交通省令で定めるところにより、第二十二条第一項に規定する特定居住抱点施設に関する事項及び特定居住重点地区的区域をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る広域的地域活性化基盤整備計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

12 前項の規定による提案を受けた都道府県は、当該提案に基づき広域的地域活性化基盤整備計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした市町村に通知するものとする。この場合において、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

13 都道府県は、広域的地域活性化基盤整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に広域的地域活性化基盤整備計画の写しを送付しなければならない。

（民間抱点施設整備事業計画の認定等）

14 第八条 国土交通大臣は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る民間抱点施設整備事業計画が次に掲げる

（民間抱点施設整備事業計画の認定基準等）

15 第八条 国土交通大臣は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る民間抱点施設整備事業計画が次に掲げる

基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 当該拠点施設整備事業が、基本方針のうち第四条第二項第二号に掲げる事項及び広域的地域活性化基盤整備計画のうち当該重点地区的区域に係る第五条第二項第一号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

二 当該拠点施設整備事業が、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与するものであること。

三 工事着手の時期、事業施行期間及び用地取得計画が、当該拠点施設整備事業を確実に遂行するため適切なものであること。

四 当該拠点施設整備事業を適確に施行するに足りる経理的基礎及び技術的能力その他の能力があること。

国土交通大臣は、前項の認定（以下「計画の認定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体及び当該拠点施設整備事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者（以下「公共施設の管理者等」という。）の意見を聽かなければならぬ。

（計画の認定の通知）

第九条 國土交通大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係地方公共団体、公共施設の管理者等及び民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十二号。以下「民間都市開発法」という。）第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）に通知するとともに、計画の認定を受けた民間事業者（以下「認定事業者」という。）の氏名又は名称、事業区域、事業施行期間その他の国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

（民間拠点施設整備事業計画の変更）

第十一条 認定事業者は、計画の認定を受けた民間拠点施設整備事業計画（以下「認定計画」といふ。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするとときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 前一条の規定は、前項の場合について準用する。

（報告の徵収）

第十二条 国土交通大臣は、認定事業者に対し、認定計画（認定計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る拠点施設

整備事業（以下「認定事業」という。）の施行の状況について報告を求めることができる。

（地位の承継）

第十三条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定計画に係る事業区域内の土地の所有権その他認定事業の施行に必要な権原を取得した者は、国土交通大臣の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

2 國土交通大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならぬ。

（改善命令）

國土交通大臣は、認定事業者が認定計画に従つて認定事業を施行していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第十四条 國土交通大臣は、認定事業者が前条の規定による命令に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

（民間都市機構の行う拠点施設整備事業支援業務）

国土交通大臣は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を、関係地方公共団体、公共施設の管理者等及び民間都市機構に通知するとともに、公示しなければならない。

（民間都市機構の行う拠点施設整備事業支援業）

国土交通大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係地方公共団体、公共施設の管理者等及び民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十二号。以下「民間都市開発法」という。）第三条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による拠点施設整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定事業者の認定事業の施行に要する費用の一部（公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他建築物の利用者、都市の居住者及び滞在者その他の関係者の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。

イ 認定事業者（専ら認定事業の施行を目的とする株式会社又は合同会社に限る。）に対する出資

ロ 専ら、認定事業者から認定事業の施行により整備される建築物及びその敷地（以下

この号において「認定建築物等」という。）に取扱し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社、合同会社又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律五百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社に対する出資）

ハ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第二項に規定する不動産取引（認定建築物等を整備し、又は整備された認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。）を対象とする同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく出資

ニ 信託（受託した土地において認定建築物等を整備し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。）の受益権の取得

ホ イからニまでに掲げる方法に準ずるものとして国土交通省令で定める方法

二 認定事業者に対し、必要な助言、あっせんその他援助を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（前項の規定により民間都市機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、民間都市開発法第十一条第一項中「第四条第一項各号」とあるのは「第四条第一項各号及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十ニ号。以下「広域的地域活性化基盤整備法」という。）第十五条第一項第一号」）と、民間都市開発法第十二条中「第四条第一項各号」とあるのは「第四条第一項各号及び広域的地域活性化基盤整備法第十五条第一項各号」と、民間都市開発法第十四条中「第四条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第四条第一項第一号及び第二号並びに広域的地域活性化基盤整備法第十五条第一項第一号」と、民間都市開発法第二十条第一号中「第十一條第一項」とあるのは「第十一條第一項（広域的地域活性化基盤整備法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）と、同項」とあるのは「第十一條第一項」とあるのは「第十一條第一項（広域的地域活性化基盤整備法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）と、同項」とする。

（同条第二号中「第十二條」とあるのは「第十二條（広域的地域活性化基盤整備法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

3 民間都市機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合においては、国土交通省令で定める基準に従つて行わなければならない。

（認定事業者による都市計画の決定等の提案）

（認定事業者は、都市計画法第五条第一項第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法第二十二条第一項の場合にあっては、同項の国土交通大臣）又は、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は市町村（次条において「都市計画決定権者」と総称する。）に対し、当該認定事業の施行の効果を一層高めるために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

（認定事業者による都市計画の決定等の提案）

一 都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画に関する都市計画

二 土地区画整理法による土地区画整理事業に関する都市計画

三 都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画

四 都市計画法第四条第五項に規定する都市施設で政令で定めるものに関する都市計画

五 その他政令で定める都市計画

二 前項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該認定事業に係る土地の全部又は一部を含む一団の土地の区域について、次に掲げるところに従つて、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一 当該計画提案に係る都市計画の素案の内容が、都市計画法第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地（以下この条において同じ。）の区域を除く。以下この条において同じ。）の区域の三分の二以上の同意を得ており、かつ、同意をした者が所有するその区域内の土地の地

- をいう。第十項及び第二十五条において同じ。)にに関する事項を定めることができる。(市町村は、特定居住促進計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。)
- 6 市町村は、特定居住促進計画を作成するときは、あらかじめ、当該特定居住促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市町村は、特定居住促進計画を作成する場合において、次条第一項に規定する特定居住促進協議会が組織されているときは、当該特定居住促進計画に記載する事項について当該特定居住促進協議会において協議しなければならない。
- 8 市町村は、特定居住促進計画に用途特例適用要件に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該特定居住促進区域内の建築物について建築基準法第四十八条第一項から第四項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定のたゞし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁(同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいいう。次項において同じ。)と協議をし、その同意を得なければならぬ。
- 9 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、第三項に規定する建築物(第二十四条において「特例適用建築物」という。)を用途特例適用要件に規定する建築物(第二十四条において「特例適用建築物」という。)を用いて、当該特定居住促進区域内における特定居住の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、前項の同意をすることができる。
- 10 市町村は、第四項に規定する事項として独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は地域における良好な居住環境の形成を図る活動を行ふことを目的とする特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財團法人若しくはこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者(以下この項において「機関等」という。)が実施する公的賃貸住宅等整備事業に係る事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該機関等の同意を得なければならない。

11 市町村(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十第一項の中核市を除く。)は、特定居住促進

- 計画に市街化調整区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいいう。)において同じ。)の区域を含む特定居住促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該特定居住促進区域の区域並びに第二項第三号及び第四号に掲げる事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。
- 12 特定居住促進計画は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならぬ。
- 13 市町村は、特定居住促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に当該特定居住促進計画の写しを送付しなければならない。
- 14 第五項から前項までの規定は、特定居住促進計画の変更について準用する。
- 第二十三条** 市町村は、単独で又は共同して、特定居住促進計画の作成及び実施に関する協議その他特定居住の促進を図るための施策に関し必要な協議を行うための協議会(以下この条において「特定居住促進協議会」という。)を組織することができる。

- 2 特定居住促進協議会の構成員は、前項の市町及び当該市町村を区域に含む都道府県のほか、第二十八条第一項に規定する特定居住支援法人、地域住民、宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。)の他の当該市町村が必要と認める者とする。
- 3 特定居住促進協議会において協議が調つた事項については、特定居住促進協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三项に定めるもののほか、特定居住促進協議会の運営に關し必要な事項は、特定居住促進協議会が定める。
- 第二十四条** 特定居住促進計画(用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が実施する場合を含む。(第二十六条において同じ。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、特例適用建築物に対する建築基準法第

- 四十八条第一項から第四項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において同じ。)の区域を含む特定居住促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該特定居住促進区域の区域並びに第二項第三号又は第四号に規定する施設の用に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可(いすゞと、「認め」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第二十二条第十三項(同条第十四項において準用する場合を含む。)」の規定により公表された同条第一項に規定する特定居住促進計画に定められた同条第三項に規定する用途特例適用要件(以下この条において「特例適用要件」という。)に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」とする。
- (地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の特例)
- 第二十五条** 市町村が特定居住促進計画に公的賃住宅等整備事業に関する事項を定めた場合における地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第七条の規定の適用については、同条第一項中「地域住宅計画」とあるのは「特定居住促進計画(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第二十二条第一項に規定する特定居住促進計画)をいう。以下この条において同じ。」と、「事業等」とあるのは「公的賃貸住宅等整備事業(同法第二十二条第四項に規定する公的賃貸住宅等整備事業をいう。以下この条において同じ。)」と、「事業等」とあるのは「公的賃貸住宅等整備事業(同法第二十二条第三項に規定する公的賃貸住宅等整備事業をいう。)」とあるのは「特定居住促進計画」とある。

- 2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第二十条に規定する業務のほか、特定居住促進区域内において、特定居住促進計画を作成した市町村からの委託に基づき、特定居住者の居住の用に供する住宅の整備及び賃貸その他の管理に関する業務を行うことができる。
- 第二十七条** 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第二十条に規定する業務のほか、特定居住促進区域内において、特定居住促進計画を作成した市町村からの委託に基づき、特定居住者の居住の用に供する住宅の整備及び賃貸その他の管理に関する業務を行うことができる。
- 第二十八条** 市町村長は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財團法人その他の営利を目的としない法人又は特定居住の促進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定居住支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。
- 第五節 特定居住支援法人**
- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
- 第二十九条** 都道府県知事は、第二十二条第十三項(同条第十四項において同じ。)の規定により公表された特定居住促進計画(市街化調整区域

- に該当する区域に限る。)内の建築物(都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいいう。以下この条において同じ。)について、当該建築物を第二十二条第二項第三号又は第四号に規定する施設の用に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可(いすゞと、「認め」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第二十二条第十三項(同条第十四項において準用する場合を含む。)」の規定により公表された同条第一項に規定する特定居住促進計画に定められた同条第三項に規定する用途特例適用要件(以下この条において「特例適用要件」という。)に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」とする。
- (地方住宅供給公社の業務の特例)
- 第二十七条** 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第二十条に規定する業務のほか、特定居住促進区域内において、特定居住促進計画を作成した市町村からの委託に基づき、特定居住者の居住の用に供する住宅の整備及び賃貸その他の管理に関する業務を行うことができる。
- 第二十八条** 市町村長は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財團法人その他の営利を目的としない法人又は特定居住の促進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定居住支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。
- 第五節 特定居住支援法人**
- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
- 第二十九条** 都道府県知事は、第二十二条第十三項(同条第十四項において同じ。)の規定により公表された特定居住促進計画(市街化調整区域

は「を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には」を削る部分を除く。」

議会における協議会を、同項の協議会が組織されていない場合には「を削る部分を除く。」

施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の第二十二条第十一項及び第二十六条の規定の適用については、同項中「指定都市及び」であるのは「指定都市」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

(政令への委任)

二三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第一三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年五月二二日法律第三一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から